

令和9年度 鹿嶋市高塚奨学生募集要項

本市では、高塚正義氏からの寄付金を基に、「高塚奨学基金」を設置し、優良な生徒・学生でありながら経済的な理由によって修学が困難な者に学資を貸与し、有為な人材の育成を図っています。

高校、大学、短期大学又は専修学校の専門課程に進学する方、在学中の方を対象に、鹿嶋市高塚奨学生を募集します。

鹿嶋市教育委員会 総務就学課への提出期限

令和8年11月30日（月）まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【目次】

1 募集概要

- (1) 募集人員・貸与月額・貸与期間…2
- (2) 出願資格 …2
- (3) 提出書類 …3
- (4) 採用選考 …4
- (5) 貸与方法 …4
- (6) 貸与の停止 …4
- (7) 返還について …4

2 選考基準

- (1) 人物について …5
- (2) 学力について …5
- (3) 健康について …6
- (4) 家計について …6

記入例 …9

【問い合わせ先】

鹿嶋市教育委員会 総務就学課

〒314-8655 鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

TEL：0299-82-2911（内線 522）

1 募集概要

(1) 募集人員・貸与月額・貸与期間

区分	募集人員	対象	貸与額	貸与期間
高校	5 名程度	・ 高等学校 ・ 高等専門学校第 1 学年から 第 3 学年	15,000 円/月	在学する学校に おける正規の修 業期間または残 期間
大学	25 名程度	・ 大学 ・ 短期大学 ・ 専修学校 ・ 高等専門学校第 4 学年、第 5 学年	25,000 円/月 又は 30,000 円/月	

(2) 出願資格

以下の全てに該当すること。

ア) 市内に令和 8 年 1 月 1 日以前から引き続き居住する者の子または祖父母や兄弟姉妹に養われている子であること。

イ) 高等学校、高等専門学校、専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程に限る）、大学、短期大学に在学している者、または令和 9 年 4 月 1 日に在学する見込みの者。

※専修学校は学校教育法第 124 条に基づき、認可された学校であること。

※通信教育は除く。

ウ) 世帯の市税等が完納されていること。

エ) 健康（修学に問題がない）で、人物及び学業とも優良な者。

オ) 経済的な理由により修学が困難であること。

※ 他の奨学金制度との併願は可能とする。

(3)提出書類

書類を作成して窓口を持参してください。郵送は不可とします。その際、記入間違い等の訂正の為に印鑑も持参してください。

①奨学生願書 (様式第1号) ※出願者本人が作成してください。	○奨学生願書に記載された記入上の注意及び9ページ「記入例」を確認し作成してください。 ○連帯保証人は独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者または後見人で、将来奨学金返還の責任を負いうる者)となります。 ○奨学生として決定した場合には、さらに保証人(別の生計を営む成年者)が必要です。
②学業成績証明書 (様式第3号)	○学業成績証明書(表面、裏面)の作成を学校にお願いしてください。表面の平均評定の算出については、5ページの[平均評定の算出]を確認のうえ、対象学年の成績の平均評定の証明を受けてください。 ○学校発行の成績証明書の提出をもって、表面の記入に代えることが可能です。その場合は、指定様式の裏面のみ学校に記入を依頼してください。 ○高等学校卒業程度認定試験合格者については、その合格証明書を添付してください。
③世帯全員の住民票	○本籍、続柄の両方が記載されていること。 ○出願者本人やその兄弟姉妹が学生等で別居(住民票別)の場合も、住民票が必要になります。
④課税(所得)情報及び納税情報の提供に関する同意書	○同意書を頂くことで、総務就学課が所得情報及び納税情報を確認します。世帯全員の課税情報を確認しますので、申告を済ませておいてください。 ○同意しない場合は、世帯全員分の令和8年度課税(所得)証明書と家計の支持者及びその配偶者の納税証明書(市税に未納がないことの証明)を提出してください。
⑤奨学生の健康に関する申告書	○在学する学校にて1年以内に健康診断を受けている場合は、自身と連帯保証人の自署にて健康状態を申告してください。 ※連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者又は後見人で、将来奨学金返還の責任を負いうる者であること。) ○在学中でない方は、1年以内に受けた健康診断結果の写しを添付するか、医師の診断を受け「奨学生願書」へ証明を依頼してください。
⑥添付書類	○特別控除に該当する場合は、その事実を証明する書類を提出してください。
⑦提出書類チェックリスト	○出願者確認欄にチェックのうえ、①～⑥と一緒に提出してください。

(4)採用選考

鹿嶋市奨学生選考審査会の審査を経て奨学生に内定し、3月上旬頃に本人に内定を通知します。その後、4月1日以降に発行された「在学証明書」等の提出をしていただき、5月中旬に本人へ決定を通知します。

(5)貸与方法

指定された奨学生本人名義の口座に3ヶ月分まとめて振り込みます。

振込日は、5月、7月、10月、1月の末日です。(末日が土日・祝日の場合、直前の平日)

(6)貸与の停止

奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、奨学金の貸与を停止します。

1. 死亡したとき。
2. 休学したとき。
3. 退学したとき。
4. 親権者又はこれに代わる者が本市外に転出したとき。
5. 傷病疾病などのため成業の見込みがないとき。
6. 学業成績又は性行が不良となったとき。(留年等)
7. 貸与を辞退したとき。
8. 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
9. その他奨学生として適当でないと認められるとき。

※奨学資金の貸与は、辞退することができます。

(7)返還について

- ①奨学金は無利子とし、貸与終了6ヵ月経過後10年以内に貸与を受けた総額を月賦、半年賦又は年賦による返還とします(口座振替による返還)。ただし、返還するべき日までに返還しなかったときは、延滞利子を徴収します。
- ②貸与の停止の場合は①に準じて6ヶ月後から返還が開始します。
- ③進学、疾病その他特別の事由により、奨学金の返還が著しく困難となったときは、「奨学金返還猶予願」の提出により、相当の期間、その返還を猶予することができます。
- ④貸与を受けた者が死亡又は重度心身障がいのため、精神もしくは身体機能に高度の障がいを残して労働能力を喪失し、返還不能となったときは、その全部又は一部の返還を免除することができます。

【返還例】貸与額 30,000 円/月の場合

4 年間貸与：1,440,000 円

10 年間返還とする場合

月賦 $1,440,000 \text{ 円} \div (10 \text{ 年} \times 12 \text{ ヶ月}) = 12,000 \text{ 円/月}$

半賦 $1,440,000 \text{ 円} \div (10 \text{ 年} \times 2 \text{ 回}) = 72,000 \text{ 円/回}$

年賦 $1,440,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 年} = 144,000 \text{ 円/年}$

※ 途中で一括返還も可能です。

2 選考基準

(1)人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度、行動が生徒・学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。また、奨学資金の返還について十分な責任感があると認められること。

(2)学力について

- ① 中学3年または高等学校1年に在学する者

…評定平均 **3.2** 以上であること。

- ② ①以外の者

…評定平均 **3.0** 以上であること。

[評定平均の算出]

1. 現在中学3年生・現在高校1年生

前2カ年の履修教科の認定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

2. 現在高校2年生

前1カ年の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

3. 現在高校3年生

前2カ年の履修教科の認定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

4. 現在大学等1年生

前2カ年の履修教科の認定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

5. 現在大学等2年生

前1カ年の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

6. 現在大学等3年生以上

前2カ年の履修教科の認定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

注) 履修教科の評定は 5・4・3・2・1 の 5 段階法とし、他の方法による評定の場合は 5 段階法に換算します。大学区分で優・良・可の 3 段階法による場合は、優は 4・良は 3・可は 2 に換算して評定とします。

注) 卒業から一定期間が経ち、成績証明書が発行されない場合、最終学歴が中学校の場合は 3.2、それ以外は 3.0 を評定平均とみなします。

(3)健康について

修学上支障がないと認められること。

(4)家計について

「認定所得金額」が「収入基準額」以下であること。

$$\text{※「認定所得金額」} = \text{「所得金額」} - \text{「特別控除額」}$$

①所得金額の算定方法

ア 給与所得の場合

給与収入額について、次の区分に当てはめて計算した額を所得金額とします。

区 分	計 算 式 (万円未満切捨)
収入金額が 400 万円以下	収入金額 $\times$ 0.8－278 万円＝所得金額
収入金額が 400 万円超 878 万円以下	収入金額 $\times$ 0.7－238 万円＝所得金額
収入金額が 878 万円超	収入金額－501 万円＝所得金額

イ 給与所得以外の場合

住民税課税の算定基礎となる所得金額をそのまま所得金額とします。

ウ 所得の種類が複数ある場合

それぞれの所得金額を合計して算定します。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできません。マイナスの所得は「0」として算出します。

エ 複数の給与等所得者がいる場合

各人の所得金額をア～ウによりそれぞれ算定してから合計します。

②特別控除額

特別控除については、各々の所得金額を算出し、合算したのち控除します。

特別控除を受ける場合は、その証明ができる書類が必要となります。

特 別 の 事 情			特 別 控 除 額			
1	母子・父子世帯		99 万円			
2	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1 人につき) ※出願者本人も控除する。 ※専修学校一般課程，各種学校の 在学者は就学者に含みません。			小学校	31 万円	
				中学校	46 万円	
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校		国公立	39 万円	69 万円
				私 立	88 万円	118 万円
		高等専門 学校	1～3 年	国公立	39 万円	69 万円
				私 立	88 万円	118 万円
			4～5 年	国公立	43 万円	72 万円
				私 立	87 万円	116 万円
		大学		国公立	74 万円	121 万円
				私 立	133 万円	180 万円
		専修学校	高等課程	国公立	39 万円	69 万円
私 立	88 万円			118 万円		
専門課程	国公立		36 万円	81 万円		
	私 立		102 万円	147 万円		
3	障がい者のいる世帯		障がいのある人 1 人につき 99 万円 証明書類例：障害者手帳の写し等			
4	長期療養者のいる世帯		療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額 証明書類例：診断書，領収書の写し等			
5	主たる家計支持者が別居している 世帯（父母いずれか 1 人でも別居 した場合に対象）		別居のため支出している年間金額。 ただし，71 万円を限度とする。 証明書類例：家賃領収書等			
6	火災，風水害，盗難等の被害を受 けた世帯。		日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得る ための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があ って，将来長期にわたって支出増又は収入減になると認 められる年間金額。証明書類例：罹災証明書等			

③収入基準額

世帯人員	収入基準額 (高校区分)	収入基準額 (大学区分)	備考
1人	143万円	178万円	世帯人員が7人を超える場合は、超える人数1人ごとに、高校区分では16万円、大学区分では20万円を、世帯人員7人の収入基準額に加算します。
2人	229万円	282万円	
3人	264万円	328万円	
4人	286万円	355万円	
5人	307万円	382万円	
6人	325万円	402万円	
7人	341万円	422万円	

※ 世帯人員とは、原則、出願者と住民票上同一世帯の者（出願者を含む。）及び別居で同一生計の者としてします。

認定所得金額の算定例

○世帯人員：4人

- ・父 給与所得 年収 700万円（所得証明書の給与収入額）
- ・母 給与所得 年収 230万円（所得証明書の給与収入額）
- ・出願者 国立大学2年生（自宅外通学）
- ・妹 県立高校1年生（自宅通学）

①所得金額の算定

父の所得金額＝700万円×0.7-238万円＝252万円

母の所得金額＝230万円×0.8-278万円＝-94万円(→0円)

所得金額合計＝252万円＋0万円＝252万円（A）

②特別控除額の算定

出願者（国立大学，自宅外通学） 121万円

妹（県立高校，自宅通学） 39万円

特別控除額合計＝121万円＋39万円＝160万円（B）

③認定所得額

（A）－（B）＝252万円－160万円＝92万円

⇒ 認定基準額が4人世帯の大学区分の収入基準額（355万円）以下であるため、基準を満たす。

願書記入例

在学期間
(修業年数)

奨学 生 願 書										※ 単 願 併 願					
ふりがな かしま はなこ				※		奨学 金 の		貸与 貸与 希望		高等学校 15,000 円					
氏名 鹿嶋 花子				(満18歳) 平成 00 年 7 月 7 日生				大学 ※25,000 円 ※30,000 円		R9 年 4 月から R13 年 3 月まで 4 年 日間					
志望校		○○		高等学校 専修学校 大学		進学先		高等学校 専修学校 大学		進学先が決まっている方、また在学している方は「進学先」欄に記入を、これから入学試験を受ける方は第一志望校を「志望校」欄に記入する。					
本人		現住所 〒000-0000 ○○県○○市××××-×△△マンション123号室													
家族現住所		〒000-0000 茨城県鹿嶋市○○123-4 (方)													
家計内容		給与所得 ※ 商業・工業 所得 農業所得 その他の職業()及び所得 年取 年取(税込) 税込で賞与、諸手当を含む 年売上高 円 (白家消費公積金) 円 合計 円 営業支出 円 山林等面積 ア 営業利益 円 (税込)													
家計支持者に「○」別居者に「×」		父死亡のときはその年 月 日(歳)													
続柄		氏名		年齢		職業		勤務先		地位		年取(税込)		父死亡のときはその年 月 日(歳)	
父		鹿嶋 一郎		59 歳		会社員		□□□				0,000,000 円			
母		梅子		53		パート		□□□				0,000,000 円		就学者の在学学校名	
本人		花子		18		学 生								学年 現在までの市奨学金貸与の有無	
兄		太郎		20		学 生						私立○○大学(自宅外)		2年 ※(有) 無	
弟		次郎		14		中学生						○○中学校		3年 有 無	
														有 無	
														有 無	
合計(5人)															
健康診断		既往症 病名(歳) 発病年 月 日 全快年 月 日 最近の健康状態(医師の所見) X 線 検 査 検査時期 年 月 日 「健康に関する申告書」又は健康診断(1年以内に受診したもの)の結果の写しが提出できない場合、医師に記入を依頼する。 就学は ※1 可能である 年 月 日 2 注意を要する 3 不可能である 医師 印													
×整理番号		本奨市学 前生		決定番号と学校名		貸与期間		借用証書提出年月		×		×決定番号			
						年 月 から		年 月							
				学校		年 月 まで									

(裏)

家族経済状況及び奨学金希望理由						
	※本人が、家族の経済状況や奨学金を希望する理由、その学校に入学したい(した)理由、将来の展望等、具体的かつ詳細に記入してください。					
本人の履歴	R6年 3月 ○○中学校卒業		R9年 4月 ○○大学入学予定			
	R6年 4月 ○○高校入学		年 月			
	R9年 3月 ○○高校卒業見込		年 月			
月平均所要経費	収入の内訳		支出の内訳			
	家庭から	100,000円	食費	30,000円	授業料	80,000円
	内職・定職から アルバイト	50,000円	住居費	60,000円	学校納付金	10,000円
	その他(奨学金)から	70,000円	交通費	30,000円	その他	5,000円
	計	220,000円	学用品費	5,000円	計	220,000円
以上のとおり記載に相違ありません。 奨学生として採用のうえ奨学金を貸与されるよう貸与条例の規定にしたがい、奨学生としての責務をいしても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。 同 額 なお、採用のうえは、鹿嶋市奨学金をもとより、奨学金の返還その他の義務につ						
令和8 年 ○月 ○日 本人 氏名 ふりがな かしま はなこ 鹿嶋花子 連帯保証人 氏名 ふりがな かしま いちろう 鹿嶋一郎 本籍 茨城県鹿嶋市○○123-4 現住所 茨城県鹿嶋市○○123-4 続柄 本人の(父) 昭和00年 10月 7日生 鹿嶋市教育委員会 様						

(記載上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○でかこみ、×印のところは記入しないこと。
 - 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入すること。
 - 家族の状況のうち、続柄の前に家計支持者に○印、別居者に×印を付けること。
 - 「健康診断」の欄は医師が記入のこと。~~なお、1年以内に在学中で実施された学校保健安全法による健康診断を受けた場合は、その結果を原本証明したもので代替できる。~~
 - 家族経済状況及び奨学金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
 - 本人の履歴は、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付してもれなく記入のこと。
 - 月平均所要経費のうち、自宅通学者は、食費、住居費を記入しないこと。ただし、家計の一部を負担しているものは、その額を食費、住居費にあん分して記入のこと。また、授業料が一括納付等の場合は月額に換算して記入のこと。(収入の計と支出の計は一致すること。)
 - 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者又は後見人で、将来奨学金返還の責任を負いうる者であること。)
- なお、出願の際は、連帯保証人1人でよいが奨学生として採用されたときは、さらに別の保証人1人を要するからあらかじめ考慮しておくこと。
- 9 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

下書き用

(表)

鹿嶋市教育委員会

奨学 生 願 書													※	単 願 併 願	
ふりがな				(満 歳) 年 月 日生				奨学金の	貸与月額	高等学校 15,000 円					
氏名								貸与月額	大学 ※25,000 円 ※30,000						
								希望期間	年 月から 年 日 年 月まで						
志望校	高等学校 専修学校 大学			進学先	高等学校 専修学校 大学			学部	科 科 科	※ 全日制 第 学年					
本人	現住所 〒 (方)														
家族現住所 〒 茨城県 (方)															
家 計 内 容	給 与 所 得		※ 商業・工業 所得				農 業 所 得		その他の職業()及び所得						
	年収		年売上高 円		年収(税込) 円 (自家消費分を含む)		年収(税込) 円								
	税込で賞与、諸手当を含む		営業支出 円		耕作面積 田 アール 畑 アール		※原稿料・各種報酬・恩給・遺族年金・扶助料・利子収入・間代・								
	合計 円		営業利益 円		山林等面積 アール		家賃・その他()								
家 族 の 状 況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	地位	年収(税込)		父 死 亡 の と き は そ の						
	父		歳				円		年 月 日(歳)						
	母								就 学 者 の		学年	現在までの			
	本人								在 学 学 校 名			市奨学金貸与の有無			
											年	※有 無			
												※有 無			
												※有 無			
												※有 無			
												※有 無			
	合計 (人)														
健 康 診 断	既往症 病 名 (歳) 発病 年 月 日 全快 年 月 日 最近の健康状態(医師の所見)					 X 線 検 査 検査時期 年 月 日 検査機関 医師の所見									
	判	年 月 日													
	定	※1 可能である 就 学 は 2 注意を要する 3 不可能である 医師 印													
	×整理番号		本 奨 市 学 前 生	決定番号と学校名		貸与期間		借用証書提出年月		×		×決定番号			
					年 月から		年 月								
			学校		年 月まで										

(裏)

家族経済状況及び奨学金希望理由						
本人の履歴	年 月 中学校卒業		年 月			
	年 月		年 月			
	年 月		年 月			
月平均所要経費	収入の内訳		支出の内訳			
	家庭から	円	食費	円	授業料	円
	内職・定職から	円	住居費	円	学校納付金	円
	その他 () から	円	交通費	円	その他	円
			学用品費	円		
	計 円		計 円			
以上のとおり記載に相違ありません。 奨学生として採用のうえ奨学金を貸与されるようお願いいたします。なお、採用のうえは、鹿嶋市奨学金貸与条例の規定にしたがい、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。 年 月 日 本 人 ふりがな氏 名 連帯保証人 ふりがな氏 名 本 籍 現 住 所 続 柄 本人の() 年 月 日生 鹿嶋市教育委員会 様						

(記載上の注意)

1 ※印のところは、該当するものを○でかこみ、×印のところは記入しないこと。

2 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入すること。

3 家族の状況のうち、続柄の前に家計支持者に○印、別居者に×印を付けること。

4 「健康診断」の欄は医師が記入のこと。~~なお、1年以内に在学校で実施された学校保健安全法による健康診断を受けた場合は、その結果を原本証明したもので代替できる。~~

5 家族経済状況及び奨学金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。

6 本人の履歴は、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付してもれなく記入のこと。

7 月平均所要経費のうち、自宅通学者は、食費、住居費を記入しないこと。ただし、家計の一部を負担しているものは、その額を食費、住居費にあん分して記入のこと。また、授業料が一括納付等の場合は月額に換算して記入のこと。(収入の計と支出の計は一致すること。)

8 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者又は後見人で、将来奨学金返還の責任を負いうる者であること。)

なお、出願の際は、連帯保証人1人でよいが奨学生として採用されたときは、さらに別の保証人1人を要するからあらかじめ考慮しておくこと。

9 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

学 業 成 績 証 明 書

成績証明書記入例 ※学校記入用紙

生年月日 平成 00 年 10 月 10 日生

中学校 年卒業
茨城県 立 鹿島第二 高等学校 普通 科
大 学 学部 科 科 学 年

中学三年生・高校一年
在学者の成績記入欄

(中学校成績評定表)

学年 科目評定	年 科目数	年 科目数	合 計 科目数
5			
4			
3			
2			
1			
計			

評定 科目数 評定値

$$5 \times () = ()$$

$$4 \times () = ()$$

$$3 \times () = ()$$

$$2 \times () = ()$$

$$1 \times () = ()$$

B

— =

A

平均評定値

小数点第 3 位以下切り捨て

合計 A()B()

高校二年・三年及び大学一年
在学者の成績記入欄

(高等学校成績評定表)

学年 科目評定	年 科目数	年 科目数	合 計 科目数
5	6	7	13
4	2	2	4
3	2	1	3
2			
1			
計	10	10	20

評定 科目数 評定値

$$5 \times (13) = (65)$$

$$4 \times (4) = (16)$$

$$3 \times (3) = (9)$$

$$2 \times () = ()$$

$$1 \times () = ()$$

B

— =

A

平均評定値

4.50

小数点第 3 位以下切り捨て

合計 A(20)B(90)

大学二年・三年・四年
在学者の成績記入欄

(大学成績評定表)

学年 科目評定	年 科目数	年 科目数	合 計 科目数
優 (4)			
良 (3)			
可 (2)			
計			

評定 科目数 評定値

$$4 \times () = ()$$

$$3 \times () = ()$$

$$2 \times () = ()$$

B

— =

A

平均評定値

小数点第 3 位以下切り捨て

合計 A()B()

(記載上の注意)

- 1 学習成績は前 2 箇年のものを記入する。ただし、高校 2 年及び大学 2 年在学者は、前 1 箇年のものを記入する。
- 2 成績表はやむを得ないときのみ学校所定の用紙を使用してもよい。
- 3 評定平均値は、小数点第 2 位まで記入のこと。(小数点第 3 位以下切り捨て)

特別教育活動の記録	ホームルーム活動	生徒会の活動	クラブ活動	校内におけるその他の活動
	ホームルームにて特記すべき点があれば記入	2年時 生徒会書記等 活動あれば詳細に記入	吹奏楽部等 (県大会出場等 実績あれば詳細を記入)	その他、特記すべき点があれば記入
その他推薦参考事項				
	推薦する人物がどういった点で優れており、推薦に値するのかについて、 詳細に記入すること。			
表記のものを奨学生として、推薦いたします。 令和 ○ 年 ○月 ○日 学校長氏名 _茨城県立鹿島第二高等学校長_ __○○__○○__印__ (〒 ○〇〇-○〇〇〇) 所 在 地 _茨城県鹿嶋市○○○○_ _____ 係 名 ____担当者氏名____電話番号○○〇〇(○○)○○〇〇_____ 鹿嶋市教育委員会 様				

(記載上の注意)

- 1 学習成績は前 2 箇年のものを記入する。ただし、高校 2 年及び大学 2 年在学者は、前 1 箇年のものを記入する。
- 2 成績表はやむを得ないときのみ学校所定の用紙を使用してもよい。
- 3 評定平均値は、小数点第 2 位まで記入のこと。(小数点第 3 位以下切り捨て)